

<報道発表資料>

令和3年4月16日

戸田市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

令和3年1月31日執行の戸田市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てが令和3年4月13日付けでなされ、本日の委員会で受理しましたので、お知らせします。

記

1 申立人

スーパークレイジー君（本名：西本 誠）

2 申立ての趣旨

令和3年1月31日執行の戸田市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する、戸田市選挙管理委員会の令和3年4月9日付けの決定を取り消すとの裁決を求める。

3 申立ての理由

戸田市選挙管理委員会の決定において、申立人が本件選挙の被選挙権の要件である引き続き3か月（令和2年10月31日から令和3年1月31日まで）以上戸田市に居住の実態がなかったものと判断されたが、申立人は、同期間戸田市に居住していたため、当該決定は事実誤認をもとになされた決定であり、取り消されるべきである。

4 決定の期限

この審査申立てに対する当委員会の裁決は、申立ての日（4月13日）から60日以内（6月12日まで）に行うよう努めるものとされている（公職選挙法第213条第1項）。